



助成金から版

オーエムシーグループ

※助成金のご相談及び申請は随時承りますので、担当までお申し付け下さい。
 多くの企業が雇入れ等に助成金を活用しています。ハローワークに求人募集を行う前にぜひ一度ご相談ください！

●今月のピックアップ助成金

生活保護受給者や生活困難者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します。

「特定求職者雇用開発助成金」

生活保護受給者等雇用開発コース

【支給対象者】※雇入れ日において下記すべての項目を満たす必要があります。

- ①生活保護受給者又は生活困窮者
 - ▶ 「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援企画の作成を行った方であり、計画に記載された目標時期が到達していない方に限ります。
- ②自治体によりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方
 - ▶ 自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。
- ③自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方
 - ▶ 自治体から支援要請を受け、自治体とハローワークにおえて定める就労支援期間内の方が対象です。

【支給額】

- ▶ 対象労働者の雇入れに係る日から起算して1年間に示す期間を対象として助成します。
- ▶ 上記対象期間を6ヶ月単位で区分し、最大2回にわたって支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者 以外の労働者	60万円	1年	30万円×2期
短時間労働者	40万円	1年	20万円×2期

※上記は中小企業対象支給額となります。

●その他にも助成金がございます。条件が合えば以下のケースでも受給の可能性がございます！

- 新たな雇入れを検討している
- 仕事と家庭の両立支援に取り組みたい
- 高年齢者の活用を積極的に進めたい
- 障害者の雇用を考えている又働きやすいようにするために施設のバリアフリー化を検討している
- 創業または事業の拡大を行う考え、予定がある
- 労働環境の向上に向けて、評価制度や賃金体系の設計を検討している
- 従業員の雇用の維持に努めたい

料金も割安にて設定しております！お気軽にお問い合わせください！！



大城労務管理事務所 ☎098-866-8431
 (株)大城マネジメント研究所 ☎098-866-8524
 沖縄中小企業労働福祉協会 ☎098-866-8489
 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅1-11-12 2階